

あけひ通り

む  
ちんげん  
りょうじな  
「向い川に軒面隣り」

景観協定



## まちづくりのイメージ（まちの将来像）

# 『向こう三軒両隣り』のまちづくり

地域コミュニティを形成する上で必要な精神であり、道路拡幅後も継続していくべき“まち”の姿です。

この言葉には高齢者や子どもを地域で守り、“安全安心のまち”といった視点も含まれるテーマです。

そんな、昔は当たり前前の姿だったのに、なくなりつつあるまちのコミュニティを復元することをまちづくりのテーマとします。

## サブテーマ（アクションプログラム）

賑

賑わいと活気のあるまちづくり

癒

住む人、訪れた人が癒されるまちづくり

安

高齢者から子どもまで安全安心なまちづくり

景

みどりあるまちなみづくり

# あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定

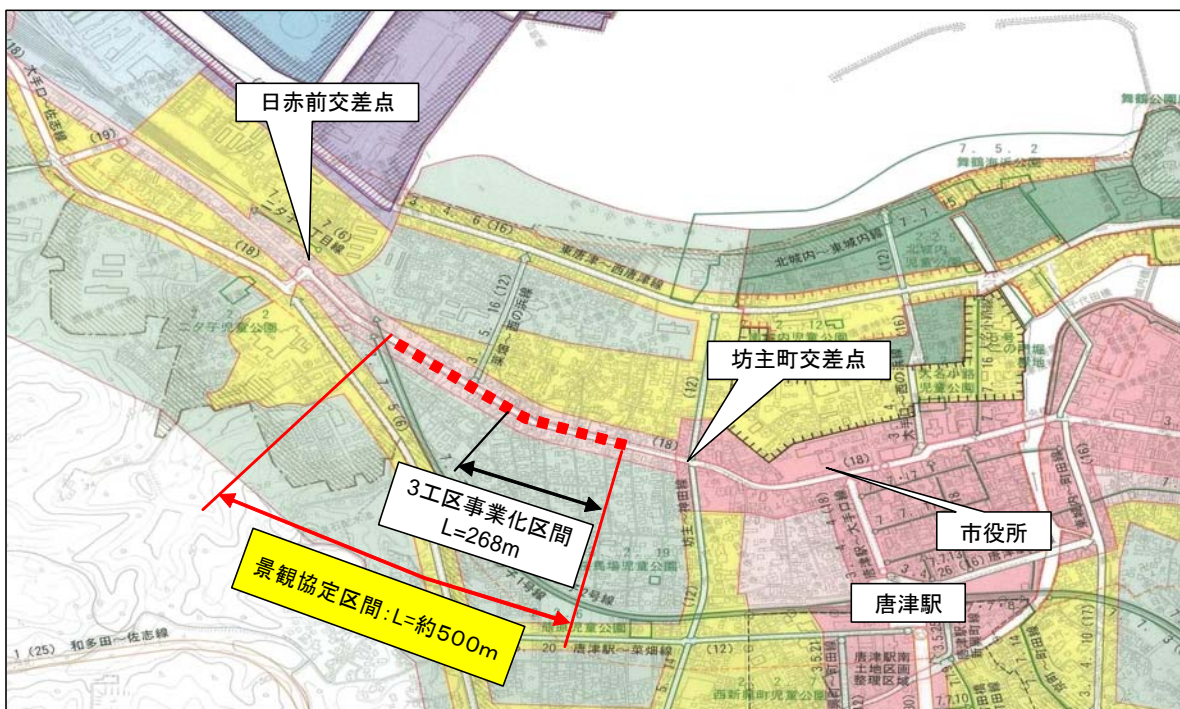
## 締結の理由書

街路事業は、道路事業と異なり、単に交通の円滑化を図るだけでなく、地域のまちづくりを手助けするものであり、街路整備と一体となった魅力あるまちづくりを進めることにより、地域の活性化につなげていくことをめざし、まちづくりのルールづくりに着手したものです。

まちづくりのテーマを「向こう三軒両隣り」のまちづくりと定め、昔は当たり前だったのに、なくなりつつあるまちのコミュニティを復元することをめざすこととしました。地域コミュニティを形成する上で必要な精神であり、道路拡幅後も継続していくべき“まち”の姿です。この言葉には高齢者や子どもを地域で守り、“安全安心のまち”といった視点も含まれるテーマです。

このテーマをふまえ、緑あふれる豊かなまちづくりを進めることにより、地域のにぎわいやコミュニティの醸成につなげていくことを目的として景観協定を締結するものです。

## 景観協定位置図



## あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定書

(目的)

**第1条** この協定は、景観法（平成16年法律第110号）第4章の規定に基づき、第4条に定める区域内における良好な景観の形成のために必要な事項を定め、緑豊かな統一感のあるまちなみの形成と地域コミュニティの醸成による「向こう三軒両隣りのまちづくり」を推進することを目的とする。

(名称)

**第2条** この協定は、あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定（以下協定という。）と称する。

(用語の定義)

**第3条** この協定における用語の定義は、景観法、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

(協定区域)

**第4条** この協定の区域は、別紙「あさひ通り向こう三軒両隣り景観協定区域図」に示す区域とする。

(協定の締結)

**第5条** この協定は、協定区域内の土地の所有者（借地権の目的となっている土地の所有者を除く。）、借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の全員の合意により締結する。

(建築物に関する基準)

**第6条** 協定区域内の建築物の位置、色彩は次に定める基準によらなければならない。

### (1) 位置に関する基準

前面道路に面した建築物の外壁面またはこれに代わる柱の面は、道路境界から50センチメートル以上離すものとする。

### (2) 色彩に関する基準

①外壁の色は、原色や華やかな色は避け、白、グレー、茶、ベージュ等の色を基調とし、周囲と調和した色を使用する。

②屋根の色は、こげ茶、黒、グレー、シルバー等の落ち着いた色を使用するものとする。

2 次に定める建築物については、前項の基準は適用しない

- (1) 都市計画道路大手口佐志線の整備が未着手の協定区域内の建築物
- (2) この協定が唐津市長による認可を受けた日以前に建築された建築物  
(緑花に関する基準)

**第7条** 協定区域内の緑花（緑と花に満ちた明るい環境づくりをいう。以下同じ）は、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 敷地内において道路境界から後退した部分については、できるだけ緑地を設ける。
- (2) 緑地には、玄関及び道路から容易に見える位置に樹木（生垣も含む）または花を植栽する。
- (3) 緑地ができない場合は、玄関先、テラス、バルコニー、2階窓下、壁面のフラワーポット等により緑花に努める。
- (4) 土地所有者等は、この協定の目的を実現するため、樹木等の植栽に努め、敷地内の樹木等の剪定等を適宜実施し、緑花の推進を図るものとする。

(広告物に関する基準)

**第8条** 協定区域内の広告物等は、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 自己（借主も含む）の敷地内に看板等を設置する場合は、協定区域内の環境にふさわしい良識のあるものを設置し、自己用以外は設置してはならない。
- (2) 看板に使用する色数はできるだけ少なくする。

(地域活動に関する基準)

**第9条** 日ごろから互いに協力し合う地域コミュニティの醸成のため、道路の清掃活動、緑花活動などの地域活動、行事への参加に努める。

(運営委員会)

**第10条** この協定の運営に関する事項を処理するため、あさひ通り向こう三軒両隣り景観協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事務局を置く。

2 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 委員 若干名

- 3 委員は、協定区域内の土地所有者等の互選とする。
- 4 委員長は、委員の互選とし、協定の運営のため会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときはこれを代理する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項までに規定するもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員会が定めるものとする。

(建築等に係る協議)

**第11条** 土地所有者等は、建築物の建築等及び広告物等を設置する場合は、あらかじめ委員会に建築等計画協議書を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、協定区域内で都市計画道路大手口佐志線の整備が未着手の区間については、事業着手までの間、適用を除外する。

(違反者に対する措置)

**第12条** 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、委員会の決定に基づき、違反者に対し、相当の猶予期間を付して当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 違反者は、前項の請求があったときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

**第13条** 委員長は、前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、違反者に対しその工事施工の停止又は違反建築物等の除去等を裁判所に請求することができる。

- 2 前項の訴訟に要する費用は、違反者の負担とする。

(努力項目)

**第14条** 第6条から第9条に掲げる基準のほか、土地所有者等が努めるべき基準について、別紙「努力項目」に定める。

- 2 「努力項目」に定められた基準については、第11条から第13条の規定を適用しない。

(土地所有者等の届出)

**第15条** 土地所有者等は、所有権及び借地権を移転するときは、あらかじめ、そ

の旨を委員長に届け出なければならない。

(協定の変更及び廃止)

**第16条** 土地所有者等は、この協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを唐津市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを唐津市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

**第17条** この協定は認可公告のあった日以後において土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の有効期間)

**第18条** この協定の有効期間は、唐津市長の認可のあった日から10年間とする。ただし、有効期間満了の日の6ヶ月前までに土地所有者等から廃止の申し立てがない場合は、さらに10年間延長し、その後も同様とする。

2 違反者の措置に関してはこの協定の廃止後もなお効力を有するものとする。

(疑義の処理)

**第19条** この協定に定めのない事項又は規定の解釈及び運用に関して疑義が生じたときは、委員会が誠意をもって解決するものとする。

## 付 則

1 この協定は、唐津市長の認可のあった日から効力を発する。

2 この協定書は、唐津市長の認可後、委員会が保管し、その写しを土地所有者等全員に配布する。

## 別 紙

### ○努力項目

- ・ 道路に塀を設置する場合は、できるだけ生垣とし、やむを得ずブロック塀を設置する場合は、周辺的环境に考慮する。
- ・ 道路に面して自動販売機、空調機等の設置する場合は、できるだけ囲いをする。囲いをすることが困難な場合は、周辺的环境に調和した色にする。
- ・ 営業用駐車場には、周辺的环境に配慮した囲障を設置し、できるだけ植栽を行う。
- ・ 連続するオープンスペースには歩道となるべく色調を合わせる。
- ・ 屋上利用看板は原則として設置しないようにする。また、突き出し看板については、なるべく敷地内に納め、建築物と調和するようデザインに配慮する。
- ・ 各種アンテナ等については、通りから見えないように配慮する。
- ・ 近隣で日ごろから声を掛け合うよう心がける。